

社会福祉法人県北報公会 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、役員報酬について定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等に次の報酬を支給することができる。

- (1) 理事長、常務理事が法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は1日に5,000円の報酬を支給することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (2) 第1項以外の報酬は支給しない。

附 則

1. この規程は平成15年12月8日から施行する。

附 則

2. この規程は平成22年4月8日から施行する。

附 則

3. この規程は平成29年6月15日から施行する。